

制定 平成 15 年 3 月 12 日
改定 平成 21 年 3 月 12 日

知的財産権取扱規程

(目的)

第 1 条 この規程は、建築研究開発コンソーシアム規約（以下「規約」という。）第 5 条の規定に基づき、本会における事業活動（共同研究開発・委員会などを含む）に使用する知的財産権、及び活動をとおして発生する知的財産権の取扱いの指針、留意事項等を定めることにより、活発な研究開発活動の促進を図り、知的財産権の共有と帰属について明確にすることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、各々当該各号に定めるところによる。

- (1) 「知的財産権」とは、産業財産権、著作権、ノウハウ並びに実験データ、営業秘密等を含む技術的知見をいう。
- (2) 「産業財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権を云い、発明、考案、意匠及び、商標についての登録を受ける権利を含むものとする。
- (3) 「会員」とは、本会会員をいう。
- (4) 「第三者」とは、本会会員以外の者をいう。
- (5) 「参加会員」とは、原則として規約第 6 条第 1 項に定める正会員、準会員および学術会員で、共同研究開発や委員会、その他の事業活動（以下「共同研究開発等」という）に参加する正会員、準会員および学術会員をいう。
- (6) 「権利共有会員」とは、共同で産業財産権を出願し権利を保有する参加会員をいい、参加会員で権利を放棄する会員は権利共有会員には含めない。
- (7) 「幹事会員」とは、原則として共同研究開発等の参加会員のうちプロジェクトの管理・運営を主体となつて行なう者をいう。
- (8) 「プロジェクト」とは、あるテーマに会員が参集し共同研究開発等を行なうグループの活動のことをいう。

(帰 属)

第 3 条 共同研究開発等の範囲内で発生した知的財産権は、当該プロジェクトに参加した会員の実質的な共有とし、その持分はこれらの者の間で調整し決定するものとする。

- 2 国・地方公共団体が参加したプロジェクト及び公的資金を受けるプロジェクトにおける、権利共有会員と当該国・地方公共団体又は資金を提供する機関との権利保有関係については、他の規定にかかわらず別途協議し定めるものとする。

(産業財産権の出願)

第 4 条 前条第 1 項により発生する産業財産権の出願にあたっては権利共有会員の間で協議決定し出願するものとする。

- 2 前項の出願の手続きは原則として幹事会員がこれを行うものとする。
- 3 第 1 項に係る出願に要する費用は、原則として権利共有会員の持分比に応じた負担とする。

(維持管理)

第5条 第3条第1項の産業財産権の維持管理に要する費用は、原則として権利共有会員の持分比に応じた負担とする。

- 2 前項の産業財産権の維持管理手続きは、事前に権利共有会員の意向を確認し前条第2項に準ずるものとする。

(権利共有会員の実施)

第6条 権利共有会員は、出願した産業財産権を実施するに当たっては、各々の権利共有会員へ書面によりその旨報告のうえ実施する。

(会員又は第三者への実施権許諾)

第7条 権利共有会員以外の会員が前条の産業財産権の実施を希望する場合、本会を通じて許諾の申し込みをすることができる。

- 2 前項の許諾について、権利共有会員は権利共有会員以外の会員に対し第三者より有利な条件で実施権を許諾することができる。その条件については、権利共有会員全員が協議のうえ定める。
- 3 第三者からの実施権許諾の申し込み窓口は本会の事務局とし、許諾の可否及び条件については権利共有会員全員が協議のうえ決定する。
- 4 第1項及び第2項に基づいて徴収するロイヤリティ(実施権料)は、権利共有会員に帰属するものとしその配分については持分比に応じて配分する。

(共同出願契約書の締結)

第8条 本産業財産権を共同で出願するときは、事前に第3条から第7条までの内容を含む共同出願契約書を権利共有会員間で締結しておくものとする。

(知的財産権の提供)

第9条 共同研究開発を進めるに当たり、プロジェクト進捗上必要不可欠な参加会員が提供する知的財産権についてはその価値を評価し、参加会員の総意のもと優遇処置の適否を合意しておき、プロジェクト結成時に共同研究開発契約・協定で締結しておくものとする。

- 2 参加会員が開示した知的財産権について、他の参加会員は本会の活動の範囲内でのみ使用できるものとする。ただし、ほかの目的のために使用する場合には開示した参加会員の別途許諾を得るものとする。

(正会員、準会員および学会会員の保有産業財産権の取扱い)

第10条 会員が独自に保有する産業財産権を中心にして共同研究開発を進める場合、参加する他の会員はその価値を評価し、金額的評価のもと産業財産権保有者には評価に見合う対価を支払う。さらに、相互とも信義誠実の原則に従い、産業財産権の取り扱い及び権利に伴う負担について合意しておき、プロジェクト結成時に共同研究開発契約・協定で締結しておくものとする。

- 2 本会での活動の成果とは関係なく、会員は保有する産業財産権の使用を希望する会員又は第三者へ有償提供することが出来る。

(秘密保持)

第 11 条 共同研究参加会員及び委員会の構成員等で、本会のプロジェクトの情報を知りうる立場にある者は、調査・研究活動における知的財産権について秘密を保持し、委員会及び保有者の同意を得ないで第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に掲げる情報については適用されないものとする。

- (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことの出来ない事由により公知となったもの。
- (2) 既に保有しているもの。
- (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。
- (4) 書面により開示を承諾されたもの。
- (5) 機密情報によらずに独自に開発又は知りえたもの。

(第三者とのプロジェクト)

第 12 条 本会が受託して取り組むプロジェクトにおける、委託先と共同で行った場合の知的財産権の取扱いについては本取扱い規程を参考に原則として委託先と調整して別途定めるものとする。

- 2 参加会員構成員でない研究者等を指導的立場で迎えるプロジェクトにおいては、プロジェクトの参加会員間で事前に参加会員扱いとするか否かを調整し当該研究者等と合意しておくものとする。
- 3 会員外へ本会から委託する場合は原則として成果は本会に帰属させるものとし、本会の諸規程を準用するものとする。

(規定の改廃)

第 13 条 この規定の改廃は運営委員会の承認を経て行う。

(その他)

第 14 条 この規定に定めのない事項、又はこの規定を適用しがたい場合は関係する参加会員・権利共有会員等との合意で調整することができる。

- 2 前項で調整が困難な場合は、関係する参加会員・権利共有会員等全員の合意で運営委員会に斡旋案の作成を依頼できる。この場合運営委員会の下に専門家を含めた仲裁小委員会を設置することができる。
- 3 第 1 項の他、この規程に依りがたい事情が生じたときは運営委員会の承認を得たうえで取り扱うものとする。
- 4 本規程は国内外を問わず適用する。

(附則) この規程は平成 15 年 3 月 12 日から施行する。

(改正) 平成 18 年 9 月 13 日付で下記条項を修正した。

第 2 条、第 10 条および経緯書

(改正) 平成 21 年 3 月 13 日付で下記条項を修正した。

第 11 条